

議案第18号

斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 の一部を改正する条例

【議案提出担当課：安全安心課】

総務省消防庁の定める非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、非常勤の消防団員水災の職務に従事した場合の報酬の支給額について、所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 水災の職務に従事する場合の支給額の改正（別表（3）の改正規定）

1回 6,800円→1日 8,000円（1,200円増）

(2) 文言の整理（第12条及び別表（3）の改正規定）

水災、警戒等→災害、警戒又は訓練等

手当→出動報酬

警戒→警戒、訓練等

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

この条例による改正後の斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第12条第3項及び別表（3）の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る出動報酬について適用し、同日前の期間に係る出動報酬については、なお従前の例によります。